

別府市内の中小法人・個人事業者の皆様へ

消費税インボイス制度対応支援セミナー

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。

インボイス(適格請求書)を交付するためには税務署への登録申請が必要。2021年10月1日より受付が開始しています。

セミナー

令和5年1月30日(月) 13:30~15:00

定員 60名

参加費 無料(事前予約が必要です)

会場 別府市中央公民館 講座室

対象者 税申告をご自身でされている小規模事業者・請負などBtoBで事業をされている個人事業主、インボイス制度について詳しく知りたい方等

内容 ①インボイス制度の概要について

②事業者登録をした場合の影響と、しなかった場合の影響
想定される事例を基にしたケーススタディ

セミナー講師

中小企業診断士・税理士

①池田至郎

②蔵前達郎



別府市ホームページ



個別相談会

(セミナー終了後) 15:10~17:00

会場参加者のうち、インボイス制度に関する個別相談を希望する事業者6名(1者20~30分程度)※申込先着順

※セミナー終了後の個別相談会とは別に週1回(月曜日)、各種補助金申請、経営改善等の相談窓口を予約制にて開設しています(1回1.5時間~2時間・無料)。別府市公式ホームページ内の「別府市事業継続支援窓口」のサイトよりネットから申し込みができます。

受講申し込み方法(※完全予約制)

申し込みフォーム

インターネットによる申し込み(セミナー前日の午後5時まで)

右側の二次元バーコードより申し込みください。

※インターネットから申し込みができない方はお問合せ先までお電話ください。

(月曜日~金曜日(祝日等を除く)9時~17時)。



インボイス制度の概要

適格請求書(インボイス)とは、

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

インボイス制度とは、

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

制度について詳しくは、

●国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続きに関することやQ&Aなどを掲載しています。

特設サイト



●軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

セミナー開催について 問合せ先:

別府市 産業政策課 TEL:0977-21-1132

共催:別府商工会議所